

平成31年度第1回

北海道消費者苦情処理委員会

議事録

日時：平成31年4月12日（金）10:00～11:35

場所：北海道立消費生活センター　くらしの教室

平成 31 年度第 1 回北海道消費者苦情処理委員会議事録

日 時：平成 31 年 4 月 12 日（金） 10 時 00 分～11 時 35 分

場 所：北海道立消費生活センター くらしの教室

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

議 題： 1 委員長等の選出

2 説明事項

北海道消費者苦情処理委員会について

3 報告事項

(1) これまでの北海道消費者苦情処理委員会処理事案の概要について

(2) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について

議 事

(開 会)

蝦名主幹

○ ただ今から、平成 31 年度第 1 回北海道消費者苦情処理委員会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課主幹の蝦名です。よろしくお願いいたします。

本日は、全 7 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、北海道消費生活条例施行規則の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の委員会は公開とさせていただきますので、御承知おき願います。

(挨 拶)

蝦名主幹

○ まず、開会に当たりまして、北海道環境生活部くらし安全局長の堀本から御挨拶申し上げます。

堀本局長

○ 環境生活部くらし安全局長の堀本と申します。本委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、年度当初の大変お忙しい中、御出席を賜りまして厚くお礼を申しあげる次第でございます。

また、本日の委員会は委員改選後の最初の委員会に当たりまして、

委員を快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。今回の委員会のメンバーといたしましては、3名の方には前回に引き続き委員をお引き受けいただき、また、4名の方に新たに委員に就任いただいたところでもあります。

また、本委員会につきましては、道立消費生活センターなどでの苦情処理が困難となりまして、多くの道民に被害を及ぼすことが想定される事案について、事業者と消費者間での「あっせん」や「調停」をしていただき、被害の回復を図るという、非常に困難な業務を担っていただくものですが、昨年度におきましては、1件の付託案件について、あっせんを行い解決に導いていただいたところでございます。

さて、近年の消費者を取り巻く情勢を見てまいりますと、訪問販売や通信販売などにおける取引が多様化・複雑化し、また、消費者と事業者との間の情報量の格差などによる深刻な消費者被害が生じているところがございます。このような中、国においては、消費生活に係わる関係法令の改正がされているところであり、道といたしましても消費者利益の擁護推進と道民生活の安定向上のために、消費者被害の未然防止と救済、表示や取引の適正化、消費者教育や地域の見守り組織の活動の推進など、様々な課題に対し、今後とも全力を挙げて取り組んでまいり所存です。

本日の委員会におきましては、委員長と委員長代理の選任をさせていただくほか、これまでに当委員会で処理をいたしました付託案件の概要や法令に基づく行政措置の状況などについて、御報告をさせていただきます。委員の皆様には、それぞれのお立場・御見地から御指導と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(審議)

(1) 議題1：委員長等の選出

蝦名主幹

○ それでは、ただ今より議事に入らせていただきますが、委員長が決まっておられませんので、「委員長選出」までの間、消費者安全課長の沼田が進行を務めさせていただきます。

沼田課長

○ 消費者安全課長の沼田でございます。委員長選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「委員長選出」を行いたいと思います。当委員会の委員長は、北海道消費生活条例第46条第1項により、委員の互選により

選出することとなっております。

委員長の選出方法について、自薦又は推薦により取り計らいたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

沼田課長 ○ それでは、自薦又は推薦の方法をとらせていただきます。どなたか自薦の方、又は推薦される方はありますか。

西委員 ○ 小林委員を推薦したいと思います。

沼田課長 ○ その他にございませんでしょうか。  
ただ今、小林委員を推薦する御発言がございましたが、他にないようですので、小林委員に委員長をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

沼田課長 ○ それでは、委員長は小林委員に決定をいたしました。小林委員、委員長席に御移動の上、これからの会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

小林委員長 ○ それでは、僭越ながら委員長を務めさせていただきます。札幌弁護士会の小林由紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、委員長代理の指名を行いたいと思います。

北海道消費生活条例第46条第3項では、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますことから、委員長代理をどなたかにお願いすることになりますが、こちらは委員長による指名が許されておりますので、中川委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

中川委員 ○ はい。

小林委員長 ○ それでは、委員長代理は中川委員に決定させていただきます。中川委員、それでは委員長代理席に御移動ください。

中川委員長代理 ○ 中川です。よろしくお願いいたします。

(2) 議題 2 : 説明事項

北海道苦情処理委員会について

- |       |   |
|-------|---|
| 小林委員長 | ○ それでは説明事項の「北海道消費者苦情処理委員会について」事務局より説明をお願いします。   |
| 朝倉主査  | ○ それでは、資料 1 により、御説明いたします。<br>【資料 1 に基づき説明】  |
| 小林委員長 | ○ ありがとうございます。皆様の中で、ただ今の御説明につきまして何か御質問等はございませんか。<br><br>(意見なし)   |
| 小林委員長 | 北海道民の苦情を処理する、それが私ども委員会のお仕事なのですが、なかなか手続が煩雑で難しいところがございます。選定要綱の次にあるフロー図を見ていただくと、道民というのが一番上にあります。そして私たち委員会が一番下でございます。いろいろな手続を経てやっと届く、というのがこの図を見れば本当によくわかるのですが、その間に事務局の方のいろいろな御苦労があるのだなということもこの図によって推察されるわけです。せつかく委員会までたどり着いた付託案件については、誠心誠意、道民のために何か解決方法がないかを考える、そういった委員会であると皆様には心得ていただければと思います。<br><br>この点について何か質問がありましたらいつでもお受けいたしますのでよろしくをお願いします。 |

(3) 議題 3 : 報告事項

(1) これまでの北海道消費者苦情処理委員会処理事案の概要について

- |       |  |
|-------|--|
| 小林委員長 | ○ それでは、次の事項に入ります。報告事項の(1)「これまでの北海道消費者苦情処理委員会処理事案の概要について」、事務局より説明をお願いします。 |
| 蝦名主幹  | ○ それでは、資料 2 により、御説明いたします。<br>【資料 2 に基づき説明】                               |
| 小林委員長 | ○ ありがとうございます。平成 30 年の付託案件は実際に私が担当委員として選ばれ、対応した案件になります。                   |

まず、一番初めに申し上げたいのは、トラブルの発生からこの委員会に到達するまで1年ちょっと経っていた事案ということになります。事件が発生しても道民の方々はすぐどこかに相談しようとはしないで、調べたり自分で解決しようと思ったり、相談まで時間がかかります。そして、専門的知識のある道立消費生活センターが何とか対応しようとしても、元々悪いことをしている業者はすぐには応じず、手こずってしまうことが非常に多いです。少しでも解決しようと頑張っているうちに、時間はかかってしまいます。そうして、いろいろな手続を経た上で北海道消費者苦情処理委員会に到達するまでに一年ちょっとかかっています。私がこの資料を見せて頂いた際にいろいろな可能性を考えました。特定商取引法、消費者契約法、民法、いろいろ考えましたが、あれもこれも期限切れということがありました。消費者契約法はこの当時、不実告知の取消期間が6ヶ月間でした。この6か月間のスタート時点をどこに置くか、何を「不実告知」と認定するかによってスタート時点が変わりますのでどうにか6か月以内に解釈できないかと検討しましたが、やはりそれも難しいと思われました。もちろん特定商取引法のクーリング・オフも検討しましたが、細かい問題があつてそう簡単には話が進みませんでした。

また、クレジット決済が絡んでいることが問題を複雑にさせていることもあります。クレジット会社が、今では多くの場合でイシューアとアクワイアラーに分かれております。カードを発行するイシューアと加盟店を管理するアクワイアラーが別の会社になっていて、お金を請求されるのはイシューアからなのですが、悪質な加盟店について問い合わせをしてもイシューアからは回答が得られないという問題があります。本件でも、クレジット会社の加盟店管理がどうなっているのか調査するため、アクワイアラーの業者名だけでも教えて欲しいと問い合わせましたが、イシューアは回答を拒否しました。しかも文書での回答という対応そのものを拒絶し、口頭で拒否しただけでした。ここに今のクレジットカード業界の問題点が含まれていて、最終的には調停案の受託に至って履行されたのですが、非常に手こずった案件という記憶があります。

ここでもう一つ、苦情処理委員会の委員の皆様には悩んでいただきたいところがございます。審議の中で何度もこの調停、あつせんを終了させようかという場面がございました。この業者は、こちらの事情聴取にも応じず、事前連絡なしに欠席しております。この段階で、(条例第48条に規定する事情聴取を正当な理由なく拒んだものとして、条例第51条第1項に基づく)「公表」も検討したのですが、そうすれば業者側が態度を硬化させ、今後あつせんに全く応じなくなることが懸念されました。そのため、担当委員で悩んだのが、本件の個別案件

を救済することと、今後道民にもたらされるであろう被害の予防の、どちらを優先させるのかという問題です。悪質業者と闘うというのは非常に大事なことですし、事情聴取の無断欠席という悪質な対応を「公表」することによって問題業者の名前を広く周知すれば、後の北海道民の被害予防にも役立つこととなりますが、今、目の前にいる苦情処理被害者に返金させて個別の救済をするということとのせめぎ合いの中で、救済の可能性がまだ残っているなら、もう少しあっせんを続けてみようという判断になりました。そのため、途中で（条例第51条第1項に基づく）「公表」には踏み切らず、業者とあっせんを継続するための連絡を取り続け、最後の最後に苦情処理被害者に返金させることができた事案ですが、途中で「公表」に踏み切らず個別救済を優先させたことで、この業者が今でも悪いことをたくさんしているのかもしれない。今後も何か事案が持ち込まれたとき委員の方々に悩んでいたきたいのは、目の前の被害者を個別に救済する必要性と、広く道民の方々の被害を予防する必要性が天秤にかけられることもあり、当委員会としては常にその点も意識しなくてはならないということです。

もう一つ、解決を難しくしてしまっているのは決済手段が多様化してしまっていて、お金を返してほしいという事案の場合、目の前の業者に払った場合はその業者から返してもらえなくても、クレジットカード会社は何社も通ってしまうと、どこがお金を返すのかどこが赤字を引き受けるのか、ということで非常に難しくなってしまうことがあります。今後、キャッシュレス化が進んで、非常に解決が難しい案件が出てくると思われますので、もし付託がありましたらその際は皆さん一緒に悩んで考えていただければと思います。

ただ今の説明で3件の付託案件がございましたが、ここで思いつく質問があったらお願いします。今思いつかなくても会議が終わるまでにいつでも手を挙げていただければと思います。

村上委員 ○ 付託の件数に関する規定はあるのでしょうか。たくさん苦情が集まったから付託されるというものなのでしょうか。

蝦名主幹 ○ 今、村上委員から御質問があった件ですが、具体的に何件以上という基準があるわけではございません。消費生活センターに入った解決困難な相談について、それと同じ事業者の被害相談があるのかを同時並行で集めていく中で、全道に広がっていくおそれがある場合には私どもにお話をいただき、苦情処理委員会への付託を検討することになります。

- 村上委員 ○ わかりました。
- 小林委員長 ○ ありがとうございます。他に何か御質問ありませんでしょうか。
- 星原委員 ○ これまでの委員会で北海道消費者苦情処理委員会の存在が知られていないということが問題になっています。そもそも、消費生活センターの相談員さんがこういった制度があることを知らないために件数が少なかったのではないかという話があると思うのですけれども、その点について、ここ数年で広報なり啓蒙なりといった活動はされているのでしょうか。
- 蝦名主幹 ○ 苦情処理委員会に限って広報を行っていることはございません。現在、道立消費生活センターの取組として、センターでの解決が難しくなったときの解決方法として、苦情処理委員会があることを相談者に対して話をしております。
- 小林委員長 ○ 私のほうから補足しますと、以前に要綱の規定を変更しまして、より広く委員会に付託できるようにしたという記憶がございます。そういった色々な工夫はされているということによろしいですか。
- 蝦名主幹 ○ 委員会への付託の要件として要綱第2に2項目ございますが、改正前の規定では趣旨が読み取りにくかったため、「道民の消費生活に広く影響を及ぼし、又は及ぼすおそれ、」と規定を改正しております。
- 村上委員 ○ 例えば、小樽・北しりべし消費者センターの相談員が受けた事例が困難になった場合は、北海道立消費生活センターにバトンタッチをするというかたちなのでしょうか。小樽で受けた相談をそのまま苦情処理委員会に付託することはできるのでしょうか。
- 蝦名主幹 ○ 各市町村の消費生活相談窓口で解決が難しい事案については、道立消費生活センターに経由相談として受けております。それでも解決が難しい場合は、市町村で受けた案件についても対象となります。  
市町村からの経由相談等について、道立消費生活センターの齋藤部長から補足はありますか。
- 齋藤部長 ○ 経由相談につきましては、このような複雑なものに限らず軽易なものから、また、あっせん過程でのやり方を含めて相談員さんあるいは消費生活相談窓口の行政の方に、当センターの相談員が知識、情報、技術的なものを含めて解決に導くよう説明をしています。その過程で



解決が難しい場合には苦情処理委員会、あるいは法的な相談窓口があることを情報提供するなどの対応をさせていただいております。

中川委員長代理

○ 平成 30 年の事案にいろいろ難しい点があったということで、最初におっしゃった苦情処理委員会に来るまでの時間が 1 年かかったというのが、その後の処理の選択肢を狭めていたわけですが、苦情トラブルが一定数起きたときに、消費生活センターにこのような苦情がありましたというような情報を道の方で公表するようなことはされているのでしょうか。それができるかどうかというのはまた難しいところもあるかと思うのですが、一定数こういうトラブルが出ていますという段階で公表すると早く苦情処理委員会まで来ることができるのではないのでしょうか。

嶋本主幹

○ 事業者名を含めた公表に当たっては、当然、法律なり条例に対する違反が認定されていない限り公表することはできません。消費者安全課として公表している事案はいくつもあるのですが、全て法律または条例の違反行為を認定したものになります。たとえば健康食品の送りつけ商法が増えているといった注意喚起情報であれば、それぞれの機関で公表しております。道立センターでも公表しておりますし、私どもも昨年 9 月に発生した胆振東部地震に関し、地震に関係する悪質商法の苦情相談が増えることが想定されましたのでホームページ等を通じて注意喚起をさせていただいております。後は、国民生活センターや消費者庁においても様々な注意喚起がされているところです。

小林委員長

○ 今のところを 1 点補足させていただくと、国民生活センターで全国の被害情報を集約しております、何か被害があると同センターのホームページで皆さんご注意くださいというふうに注意喚起が行われております。

私からも意見を述べさせていただきますと、事業者名の公表は難しくとも、報道等とタイアップして、何らかの広報というかたちで道の中で流行っている事件についていち早く周知することができないのかをこれから検討していただければと思っております。もちろん、民放でコマーシャルを流すなり何か番組を取るなりすると非常にお金がかかります。ただ、国民生活センターのホームページ上でいくら注意を喚起していても、国民生活センターを知らない方はそもそもそのホームページにたどり着かない、そうするとそのような被害が及んでいるということもわかりません。例えば、シロアリ被害であればインターネット上でシロアリと打ち込めば何らかの情報は出てくると思いますが、これからの高齢化社会に向けて、そういう発想すらない方々が

ターゲットになってしまう、そうなるとおせっかいではあっても、こちらから情報を届ける必要があります。しかも、その情報に敏感な方々だけでなく、その情報に敏感でない方々まで届く何らかの方法を考える必要があるのではないかと思います。事務局の方で検討しておいていただければと思います。

他に何か御質問等ありますでしょうか。

西委員

○ 質問ではないのですが、苦情処理委員会に付託された案件について、事業者側にとっては事業者名を公表されることが制裁になるかと思うのです。けれども、本当に悪いとやって業者というのは公表されても別の会社になるとか、いろいろなかたちで事業を続けますので実効性という観点でどうなるかなと思う部分もあります。ただ、それは条例という性質上やむを得ない部分もあるのかなと思います。

それから、苦情処理委員会に付託された事案が3件とも最終的にはお金が返ってくるなどして解決しているということがありまして、トラブルに巻き込まれないよう周知することも重要ですが、トラブルに巻き込まれても解決できるのだということ、これが非常に大きい意義を有するのではないかと思います。その意味では平成17年から14年ぐらい経ちますが、3件という数字はやはり少ないと思うので、解決できるということを実績として積み上げていくことが重要だと思います。相談件数自体は多いと思うので、こちらの委員会に持ってくる割合をもう少し増やして行っていただければと思います。

小林委員長

○ 貴重な御意見ありがとうございました。他に何か御質問ございますか。

西出委員

○ 先ほど委員長から個人を救うか広く道民を救うかのせめぎ合いの中で、個人の救済の方を考えてあっせんを継続したとのことでしたが、職場でいろいろな相談を受ける中で、この事業者に関して以前は本当に高いという相談だったのですが、最近は当たり前というか、前に比べてそんなに高くないという印象を持つ金額になってきているのです。なので、一人に対する返金でしたけれども、広く道民のためにも効果は絶大だったのではないかと感じております。事業者に対してプレッシャーになっているのではないかと思います。

小林委員長

○ その御意見に非常に励まされました。頑張った甲斐があったなと思います。

成功体験というのは非常に大切だと思います。こちらまで届けば解決される事例があるということが、後の被害者の救済になる、あるいは

は後の悪徳業者の予防になる、あるいは抑止策となるということを考えますと目の前の被害者1件1件をやはり頑張っていこうというモチベーションをいただきました。どうもありがとうございます。

今後とも新たな委員の方々と協力し、みんな安心して暮らせるように、そして悪徳業者は北海道では商売がやりにくいと思ってくれるように私たちが少しでも力をつくせればと思います。

他に何か御質問等ありますでしょうか。

(意見なし)

小林委員長 ○ それでは、報告事項(1)については、以上にしたいと思います。

### (3) 議題3：報告事項

#### (2) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について

小林委員長 ○ 次に、報告事項の(2)「食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について」、事務局より説明をお願いします。

早川主幹 ○ それでは、資料3により、御説明します。

嶋本主幹 【資料3に基づき説明】

小林委員長 ○ ただ今の説明につきまして、何か御質問等ございませんか。

西委員 ○ 資料3の5ページにある平成29年度における行政指導の内訳ですが、主な商品・役務の不動産というものがどういうものか、もう少し具体的に説明してください。

嶋本主幹 ○ この不動産というのは、不動産仲介、アパートであるとかマンションであるとかをあっせんなり紹介するいわゆる街の不動産屋です。契約の一部について、消費者に不利な条項があったという苦情がありまして、それについて条例違反の疑いがあるので事業者を指導したところであります。

西委員 ○ 仲介業者だと登録等は国土交通省の管轄になるかと思うのですが、何か連絡というか情報提供はされているのでしょうか。

嶋本主幹 ○ 必要がある場合には宅地建物取引業法を所管している部署とは情報

交換をさせていただいているところです。

小林委員長 ○ 私の方からいくつかよろしいでしょうか。5ページ目の平成29年度、7ページ目の平成30年度の行政指導の内訳、いずれも件数として突出しているのは訪問販売です。やはり訪問販売で困った業者がはびこっているのかなという印象です。

それから、一度公表されても懲りずに悪いことを続けてしまう業者さんもいるのだということが今の報告でわかって、先ほど西委員もおっしゃったように悪い業者というのは悪いことをすると最初から思っていて、公表しても大して痛手にも思わず、悪いことを続けてしまうという実態があります。そうすると、公表の仕方とか何か抑止力というものもさらにいろいろな手段が必要なのではないかという印象を持ちました。もう公表まで至っているわけですから実名でお知らせすることには何ら問題ありませんので、報道機関と連携して広く道民の皆様に、もっと積極的に報道してもらおうという協力体制を取ってもらえないかなというのが率直な感想です。

そして、悪質な訪問販売を食い止めるためには北海道庁さんの方でも予算を取られて作成されております訪問販売のお断りステッカー、これをもっと普及させて単に被害者のために貼るというだけではなく、これが北海道中に貼られることによって、北海道では訪問販売で悪いことがしづらいぞという抑止力となっただけでないかなというふうに考えております。北海道庁さんにおかれましては、また予算を取っていただいて、さらに増刷もして各市町村に配るなりステッカーの役割について再度検証して頂く機会があればいいとこの報告の中から感じました。

あと、地震の後にこういう被害があるのではないかとあって、排水管のメンテナンスの調査を開始されたという点ですが、目の付け所がさすがだなと非常に感心しました。最近、ニュースなどでやたらと報道されているのが埋設された水道管が数十年経って古くなり、ここから漏水が起こっているという全国的な問題です。地震のみならず、排水管の被害が増えてくるのではないかというおそれがあります。

それから、インターネット関係は最近、不慣れな中高年の方もインターネットに触れる機会が多くなりましたので、それによって被害が増えてくる、あるいは光通信の関係で悪い業者がNTTの代理店であると偽っていろいろな契約を結ばせるおそれがあります。

もう一つは、やはりキャッシュレスの問題です。元号も変わりますし、それから新札も発行されるということで、これに絡んでいろいろと騙しのテクニックがはびこるのではないかと思います。6ページにある郷土新報社などは、まさに天皇陛下がお代わりになるタイミング

で私の平成史などというものが作られるのではないかと予想ができる  
ところ です。

そして、先ほどの御報告では他県で同種の事例がたくさんあったと  
いう情報が入っていたということもあるので、是非、消費者庁のみな  
らず全国の都道府県単位あるいは市町村レベルで情報交換していただ  
きたいと思います。こういう業者は一定の地域で一通りやって、駄目  
になると次の地域に移りますので、頻繁に情報交換していただければ  
関東・関西から流れてくる業者に予防策も取れますし、北海道から逃  
げた業者について関東・関西に情報を流して差し上げて皆で駆逐して  
いけば、最後は行き場を失ってもらえるのではないかと思います。

これからも、積極的に行政指導に入っていて、こういう業者  
に対する抑止力になっていただくこと、そしてこういう業者がはびこ  
っているということを北海道民に広く注意喚起していただければと思  
っております。

他に何か御質問等ありますでしょうか。

星原委員

○ 先ほど他県で同じことをしていたというお話がありましたが、処分  
に関する全国各地の情報共有といった仕組みはあるのでしょうか。

嶋本主幹

○ 特定商取引法に関しましては、消費者庁と全国の都道府県、それと  
経済産業省の出先機関である経済産業局に執行権限がありますが、そ  
の機関においては全ての調査情報を集約するインターネット上のシス  
テムがございまして、どの期間がその事業者を調査しているのか、過  
去にどの事業者を処分したのかを把握できるものでございます。各機  
関の調査の重複を避け、協力した調査ができるよう、調査段階から情  
報共有できるシステムであります。

星原委員

○ 調査結果については共有されていますか。

嶋本主幹

○ 調査が終われば結果を入力します。処分をすれば当然、公表をいた  
しますのでそれでも分かるのですが、インターネット上のシステムで  
は行政指導等の公表されていないものについても把握できます。

星原委員

○ ネットを使って、全国各地で事業を行っている事業者も多いので、  
やはり情報共有については行っていただきたいと思います。

松浦課長

○ 質問についてのお答えというわけではないのですが、先ほど委員長  
から広報についての御指摘をいただきまして、私どもも苦慮をしてい  
るところです。道庁の中にも報道の組織がございまして、公表する

事案につきましては、資料を作成いたしまして各報道機関に提供しているところですが、道には様々な課題がございますのでなかなか取り上げていただきにくい状況です。私どもも少しでも道民の方々にこういった情報を周知していただきたいという思いがございますので、委員の方々にも是非そういった気運を高めていただければと存じます。機会があれば御協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 小林委員長 ○ 今お話がありましたとおり、この委員会ではそれぞれ様々な組織から御協力をいただいております。それぞれの団体組織にお話をお持ち帰り少しでも広めていただきたいです。そして、何かあった場合には最終的にはこちらの委員会に付託をしていただき、付託にかかった案件についてはなんとか救済を図ることを目標に、これから皆様と力を携えて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(4) その他

- 小林委員長 ○ 本日1日の会議の内容について、全体を通して何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

- 小林委員長 ○ それでは、以上で本日予定された議事については全て終了ということになります。  
事務局にお返しいたします

(閉 会)

- 蝦名主幹 ○ 委員長ありがとうございます。  
本日、委員の皆様には御多忙の中御出席いただき、また、活発な議論をいただき感謝申し上げます。  
先ほど委員長からお話がありましたが、気づいたことや確認したいこと等がございましたら、私ども事務局の方に御連絡いただければと思います。  
以上をもちまして、平成31年度第1回北海道消費者苦情処理委員会を閉会させていただきます。  
本日はありがとうございました。